

令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務」の業務委託を行うに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するための必要な事項を定める。

1 事業の目的

本県では、令和4年10月1日より「太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）（以下「本条例」という。）」を施行し、県内における太陽光発電施設（以下、「発電施設」という。）の適正な設置や維持管理、廃止等について必要な事項を定め、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大を図ることとしている。

本条例の対象となる発電施設を設置し、発電事業を実施する事業者には、各種届出の提出のほか、施設の適正な維持管理や保守点検を行うことが義務付けられており、県ではその遵守状況や追加措置の必要性等を適宜確認し、不適切な事例が認められた場合には、事業者に対し適切な指導を行うこととしている。

令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務（以下「本業務」という。）は、県内の発電施設に対する巡視活動により、不適切案件の洗い出しを行い、以て本条例の適正かつ円滑な運用に努め、地域と共生した太陽光発電の普及及び拡大を図ることを目的とし実施するものである。

2 事業の内容

(1) 事業内容

令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務 仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 事業費（委託上限額）

7,598,800円（消費税及び地方消費税相当額分を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

4 企画提案に応募できる事業者

(1) 本業務に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

ロ 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ハ この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。

- ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
 - ホ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
 - ヘ 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
 - ト 本業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できる者であること。
- (2) 企画提案は、複数業者による共同提案も可能とするが、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
- イ 共同提案者の全事業者が上記（1）を満たすこと。
 - ロ 発注者は、共同提案者のうち代表者とのみ契約を行うので、代表者はその他の共同提案者と委託契約により業務を行うこと。
 - ハ 本業務の進行管理及びとりまとめ等は、代表者の責任において行うこと。

5 企画提案実施に係るスケジュール（予定を含む）

- | | |
|--|--------------------|
| (1) 企画提案募集に関する公告 | 令和6年5月2日（木） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和6年5月10日（金）午後5時まで |
| (3) 質問への回答 | 令和6年5月17日（金） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和6年5月24日（金）午後5時まで |
| (5) 一次審査（提案者が4者以上の場合） | 令和6年5月29日（水） |
| (6) 一次審査の結果（提案者が4者以上の場合）及び
プレゼンテーション審査の日程通知 | 令和6年5月31日（金） |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和6年6月3日（月） |
| (8) 選定結果の通知及び公表 | 令和6年6月7日（金） |
| (9) 契約締結 | 令和6年6月中旬以降 |
| (10) 業務開始 | 令和6年6月中旬以降 |

6 質問及び回答

本事業に関する質問については、次により提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については一切受け付けない。

- (1) 受付期間 令和6年5月10日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 宮城県環境生活部次世代エネルギー室地域共生推進班
- (3) 提出方法 質問書（様式2）を用いて、電子メールにより提出する。
電子メールアドレス pv-jourei@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答 受付期間内に到着した質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに集約したものを本県公式ウェブサイトの環境生活部次世代エネルギー室のホームページにおいて公表する。（質問者の氏名・名称等は公表しない。）
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 宮城県環境生活部次世代エネルギー室地域共生推進班
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎13階（北側）
- (4) 提出書類
 - イ 企画提案書（様式1）…5部
A4版両面20ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。）
企画提案書の構成については、別紙1「企画提案書の構成」のとおり。
 - ロ 応募条件に関する宣誓書（様式3）…1部
 - ハ 法人の概要（既存のパンフレット等）…5部
- (5) 提出後の変更等
提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。
また、提出された書類は、一切返却しない。
- (6) 失格事由
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - ロ 本募集要領に従っていない場合
 - ハ 下記8（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - ヘ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) その他
 - イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式4）を提出すること。
 - ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
 - ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
 - ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

- (1) 業務委託候補者の選定
企画提案書の受領後、「令和6年度宮城県太陽光発電施設巡視業務」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を業務委託候補者として選定する。
なお、提案者が4者以上の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書面審

査)を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位3者を選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び提案者による提案内容の説明(プレゼンテーション)について、審査基準に基づき審査し、委員ごとに各提案者の評価点を計算し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上で、最高点を付けた委員が最も多い提案者1者を業務委託候補者として選定する。

ロ 前項において、最高点を付けた委員が同数の提案者が複数ある場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。評価点が高点の場合、概算見積書の金額が最も少額である者を業務委託候補者とする。

(3) 審査基準

評価点は、次の審査項目及び配点(合計100点)とする

審査項目	審査の視点	配点
企画提案者の概要 (10点)	①類似業務の受託実績は十分か。受託実績がある場合、その知識やノウハウ等を生かすことが期待できるか。	10
業務の実施体制 (25点)	①業務の目的を達成するために十分な人員体制を有し、委託期間中、確実に事業を実施できる体制となっているか。	10
	②業務を効果的かつ効率的に遂行し、連動的に実施可能な体制ができているか。	5
	③業務の実施にあたり、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法及び電気事業法等の再生可能エネルギー電気に係る関係法令に精通している者、及び土砂災害の発生防止等に係る太陽光発電施設の設置・維持管理等に関し、技術的・専門的な知見を持つ者をそれぞれ1人以上配置するとともに、必要に応じて外部の有識者にも助言を求める体制が構築されているか。	10
全体計画 (20点)	①業務の目的や趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案となっているか。	10
	②全体スケジュールは効果的かつ実現性のあるものとなっているか。	10
業務を実施するに当たっての手法等 (35点)	【通常巡視業務について】 ①提案内容が、仕様書4(1)の業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。また、本業務を実施するに当たっての創意工夫点について、具体的に提案されているか。	5
	【臨時巡視業務について】	5

	②提案内容が、仕様書4(2)の業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。また、本業務を実施するに当たっての創意工夫点について、具体的に提案されているか。	
	【詳細な現地確認調査について】 ③提案内容が、仕様書4(3)の業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。また、本業務を実施するに当たっての創意工夫点について、具体的に提案されているか。	5
	【太陽光発電施設の設置・維持管理等に関する本県への技術的・専門的な支援について】 ④提案内容が、仕様書4(4)の業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。また、本業務を実施するに当たっての創意工夫点について、具体的に提案されているか。	10
	【月次報告について】 ⑤提案内容が、仕様書4(5)の業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。また、本業務を実施するに当たっての創意工夫点について、具体的に提案されているか。	5
	【データベース等の保守及び整備について】 ⑥提案内容が、仕様書4(6)の業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。また、本業務を実施するに当たっての創意工夫点について、具体的に提案されているか。	5
概算見積書 (10点)	本業務に係る積算は妥当であり、目標・効果とのバランスはとれているか。	10
合計		100

(4) 第一次審査(書面審査)

イ 実施日 令和6年5月29日(水)

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3)審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。

採点評価・順位付けは(2)イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての提案者に対し、令和6年5月31日(金)に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての提案者に対しプレゼンテーション審

査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和6年6月3日(月)

※詳細は改めて書面にて通知する。

ロ 実施会場 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎11階
第二会議室(予定)

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、提案者1者につき3名以内とする。

(ロ) 提案者1者当たりの持ち時間は25分以内(説明15分、質疑応答10分)とする。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

(ニ) プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

なお、プロジェクター等との接続に不調があった場合は、企画提案書(書面)に基づいて提案内容の説明を行うものとし、改めてプレゼンテーションの機会は設けない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県環境生活部次世代エネルギー室ホームページにて公表する。

(6) その他

審査(選定)内容に関する質問には応じられない。

9 提案者が1者又はない場合の取扱い

(1) 提案者が1者の場合

提出された企画提案書の委員全員による審査を、上記8(3)による審査基準に基づき書面で行った場合は、8(5)によるプレゼンテーション審査を省略するものとする。審査の結果、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合は、当該者を委託先候補者として選定する。

採点評価・順位付けは8(2)イ及びロに規定する方法に、審査結果の通知は8(5)ニの規定に準じて行う。

(2) 提案者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された業務委託候補者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した業務委託候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を業務委託候補者とする。また、委託業務の実施に関して、業務委託候補者の企

画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を業務委託候補者とする。

11 企画提案募集に係る広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和6年5月2日（木）から、宮城県出納局契約課及び宮城県環境生活部次世代エネルギー室のホームページに公開する。

12 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 県と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。
なお、協議が整わない場合は、受託事業者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、不開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。

(別紙1)

企画提案書の構成

企画提案書は、次の1から3の項目を最低限含むものとし、この順で構成すること。

1 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「担当者名(所属、氏名)」及び「連絡先(電話番号、電子メールアドレス)」を記載すること。

2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

3 本文

(1) 企画提案者の概要

類似業務の受託実績(直近2か年以内の業務に限る。)がある場合は、発注者、期間、事業所名、内容及び効果等について記載すること。

(2) 業務の実施体制

本業務を遂行するに当たっての実施体制の詳細、業務の責任者及びその職・氏名を記載すること。

(3) 全体計画

業務全体の流れ及び業務工程表(契約締結から成果品提出までの実施スケジュール)を示すこと。

(4) 業務を実施するに当たっての手法等

仕様書4(1)～(6)の業務内容の実施方法、及び業務を実施するに当たっての創意工夫点を、仕様書の項目ごとに記載すること。

なお、別紙2「検討すべき課題」は、本県が本業務を通じ、解決を図りたいと考える課題をまとめたものである。本項目の企画提案に当たっては、別紙2「検討すべき課題」の解決策を可能な限り含む内容とすること。

(5) 概算見積書

仕様書の項目ごとに、直接経費及び共通して生じる経費について、数量・単位・単価を明示し、費用の内訳・積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(別紙2)

検討すべき課題

以下の課題について、他都道府県の類似制度等も参考としながら解決策を提案すること。

1 データベースの保守及び整備

本条例の適正かつ円滑な運用を図るためには、発電施設の実情（各種届出の提出状況や維持管理等の状況等）を正確に把握し、本条例に基づく適切な指導及び助言につなげるための体制の構築が重要となる。

現在、発電施設の情報を一元管理するツールとして、本県ではデータベースを活用しているが、今後の継続的な利用を見据え、管理がしやすいようアップデートを行う、操作マニュアルを整備するなどの改善が必要と考える。

2 効率的に業務を遂行できる実施体制の構築

本業務では、太陽光発電施設が本条例の規定に適合しているかどうかを、次に掲げる視点から調査する必要がある。

- イ 土砂災害の防止に関する視点
- ロ 発電施設の安全性に関する視点
- ハ 周辺環境の保全に関する視点
- ニ 景観保全に関する視点
- ホ その他本業務の履行に当たり重要となる視点

3 届出等未提出案件の発見・条例対象案件の選別

本条例の対象は、合計出力50kW以上の発電施設となる。当該発電施設を所有する事業者においては、本条例に基づく届出等の手続きが原則必要となるが、届出等未提出の事業者に対しては、本条例の手続きを適正に行うよう指導する必要がある。

また、本県では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第9条第6項に基づき公開されている再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報をもとに、発電施設を把握している。しかし、同認定情報の中には、本条例の対象外となる発電施設が含まれているほか、当該認定を受けずに事業を行っている発電施設が一定数存在する。したがって、再エネ特措法により認定されている施設のうち、本条例の対象となる施設を抽出する必要があるほか、再エネ特措法の認定を受けていない事業の発見が必要となる。

4 不適切案件の掘り起こし

本条例の適用を免れるため、事業者によっては、不正な手段を用いることも想定される。これの掘り起こしを行い、行政指導につなげる必要がある。

5 設置許可申請案件の事前審査

本条例第5条において、設置規制区域における発電施設の設置は原則禁止とし、設置規制区域内に発電施設を設置する場合には、知事の許可を要する旨規定している。

設置規制区域内における設置許可申請の提出があった場合は、土砂災害の発生防止の観点から、必要に応じて、発電施設の設置・維持管理等に関する技術的・専門的な知見を踏まえ、申請内容の適正性を判断する必要がある。